

## 森林計画学会表彰委員会規定

### 第1条（設定）

森林計画学会会則第7条第4項に基づき表彰委員会（以下委員会と呼ぶ）規定を以下のように定める。

### 第2条（目的）

委員会は本学会員の顕著な研究業績を表彰するため、以下に定める森林計画学会賞の選考を行うほか、日本農学会等の本学会傘下に属する団体での表彰事業への推薦を行う。

### 第3条（森林計画学会賞）

第1項 森林計画学会に「森林計画学会賞」の制度を定める。森林計画学会賞は「森林計画学賞」、「黒岩菊郎記念研究奨励賞」（以下では黒岩奨励賞と呼ぶ）、「南雲秀次郎記念学生奨励賞」（以下では南雲学生奨励賞と呼ぶ）からなる。

第2項 森林計画学賞、黒岩奨励賞、南雲学生奨励賞は毎年原則としてそれぞれ1編とする。受賞の対象はそれぞれ次のとおりとする。

1. 森林計画学賞：表彰の前年を含まない過去5か年以内に公刊され、学術上とくに価値が高いと認められる業績（論文、総説または著書）を挙げた会員（個人または共同研究者）。但し過去に本賞を受賞したものは選考対象外とする。
2. 黒岩奨励賞：森林計画学賞で定められた期間と同一期間に公刊され、特に優れた内容でかつ今後一層の発展が期待されると認められる業績（論文、総説、短報およびソフトウェア、計測技術、森林施業技術の開発など）を挙げた会員（公刊時に40才未満の個人会員）。但し過去に本賞を受賞したものは選考対象外とする。
3. 南雲学生奨励賞：毎年開催される学生研究コンクールにおいて選考される最優秀研究を投稿した学生会員。
4. 各種学会賞推薦の対象論文の公開日については以下のとおりとする。当該論文のWeb公開日と冊子刊行日のいずれかが審査対象期間内である場合は、その年月日を公開日として扱い、当該論文を審査の対象とする。

第3項 森林計画学賞、黒岩奨励賞および南雲学生奨励賞は賞状・その他とし、その内容は理事会で決める。

### 第4条（選考手続き）

委員会における選考の手順は次のとおりとする。

1. 委員会は毎年本学会員より森林計画学賞・黒岩奨励賞・南雲学生奨励賞候補および本学会が所属する団体での表彰候補の推薦を募る。

2. 表彰委員会は、毎年、学生研究コンクールを開催し、最優秀研究を選考する。学生コンクールへの応募は、応募期日までに森林計画学会誌で受理された原著論文、短報と研究ノート、**Journal of Forest Planning** で受理された **Article** と **Short communication** する。
3. 委員会にはそれぞれの候補業績について検討・協議の結果、多数意見をもって森林計画学賞の受賞者や他団体での表彰推薦者を選考し、委員長は報告書を添えてその結果を会長に報告する。
4. 会長は選考結果を理事会にはかり、理事会は森林計画学会賞受賞者や他団体での表彰推薦者を決定する。
5. 本委員会が受賞あるいは推薦候補になった場合には、委員の資格を失うものとする。

#### 第5条（規定の変更）

本規定は理事会の議決により変更することができる。

付則：平成3年4月6日制定。

平成6年4月6日一部改訂。

平成8年4月4日一部改訂。

平成24年10月15日一部改定。

令和2年11月23日一部改定。

令和5年9月25日一部改定。